HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	日中公的老齢年金制度の制度設計に関する比較研究 : 所得保障としての法的性格から [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	畢, 凡
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第13371号
Issue Date	2018-12-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/73322
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Bi_Fan_abstract.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

博士（法学）　畢　凡

学　位　論　文　題　名

日中公的老齢年金制度の制度設計に関する比較研究
-所得保障としての法的性格から-

学　位　論　文　内　容　の　要　旨

一、問題意識と目的

公的年金制度は社会保障体系において非常に重要な地位を占めており、所得保障制度の中核でもある。既に高齢社会の到来を迎えた国家にとって、公的老齢年金制度は特に重要である。

中国はその歴史と社会状況を基づき、チリの積立機能が有する「個人口座」制度と EU の公的年金関係に関する通算方法などを参照しながら、社会保険方式を中核とする公的老齢年金制度を樹立した。しかし、2011 年に施行した社会保険法では原則性・方向性を定める規定が多いため、制度上ではまだ模索段階にとどまる。このような状況において、高齢化の進展により、将来どのような道を選んで公的老齢年金制度を構築するのかが重大な問題である。

これに対して、欧米の経験を活かして国庫負担も投入する社会保険方式によって公的老齢年金を構築した日本から示唆を得ることができる。今後、公的老齢年金制度の確定を目指す中国にとって、制度設計上において失策をしないように、日本における法制度の変遷それぞれの失敗や成功を学ぶ意義を有すると考えられる。

もっとも、日本法においても、継続可能な公的老齢年金制度をどのように実現するのかについては、まだ議論している最中である。このため、単に日本法から示唆を得るだけではなく、中国法の視点から日本法を検討する余地も生じよう。国家が創設する公的老齢年金制度を所得保障の一環として認める限り、日中両国の公的老齢年金制度を別々に探求するのではなく、両国を一体として検討すべきである。

従って、日本の裁判例を含め、主に公的老齢年金制度の制度設計に関する日中の国会・審議会・学説・日刊紙などを考察することによって、両国における制度設計上の相違と現在直面している共通問題を明らかにする必要性がある。そして、それらの相違と共通問題について検討することによって、日中両国に対しそれぞれの問題を解決する際に示唆を得ることができる。また、国の態勢によって異なる錯綜した理論状況を老後の所得保障という同一の視点から再整

理或は理論化できる。これにより、公的老齢年金制度が所得保障としての法的性格がより一層明確になる。

二、研究対象と研究内容

本稿の研究対象は三つある。①所得保障としての公的老齢年金制度における法的性格を探求する。②日本法では公的老齢年金の上位概念として公的年金がある。ただ、国家が積極的に関与する企業年金制度もある。両制度の差異について、必ずしも明確ではない。両制度における国家の関与程度を明確にするため、「公的老齢年金保険のスタートラン」を研究対象に設定する。③老後の所得保障という目的から見て、生活保護制度と公的老齢年金制度との関係をいかに認識すべきかは回避できない論点であるため、「公的老齢年金制度と生活保護制度との関係性」を研究対象とする。

もっとも、それらについて検討する際には、以下の点に着目して、日中両国の公的年金制度を分析する。両国における公的老齢年金制度の構造と現に直面する問題には大きな差異がある。しかし、制度の分析には、給付制度として設ける以上、主に、適用対象・給付財源・給付要件・給付水準の要素に基づいて制度枠組みを定めることが一般的である。また、両国の公的老齢年金制度に直面する問題についても、主にこの四つの側面と関係がある。

つまり、この四つの要素が公的老齢年金制度の核心的な要素ともいえる。

そして、四つの要素は、独自なものではなく、お互いに関係性を有するのである。各要素の間で優先順位をつけるのは望ましくない。さらに、各要素との関係性と要素自体の合理性を区別して考慮すべきである。

以上を踏まえて、本稿は、公的老齢年金制度について、適用対象・財源構成・給付要件・給付水準という四つの部分に分けて順番に検討した。

三、本稿の構成

第 1 章では、日本における現行の公的年金制度を概観した。具体的には、老齢基礎年金制度（第 1 節）及び老齢厚生年金制度（第 2 節）を取り上げた。そして、適用対象・財源構成・給付要件・給付水準という四つの要素と関わる主な規定とその特色について、特に立法者・学説などの理解に着目しつつ、概括的に考察した。

第 2 章では、中国における現行の公的年金制度を概観した。ここでは、中国において特に問題とされる従業員老齢年金制度（第 1 節）及び居民老齢年金制度（第 2 節）を検討した。本章においても、適用対象・財源構成・給付要件・給付水準という四つの要素について、特に立法者・学説などにおける議論状況を踏まえつつ、検討した。

第 3 章では、日中両国の公的老齢年金制度について、比較研究を行った。ここでは、適用対

象・財源構成・給付要件・給付水準という四つの内容から、日中両国の制度における制度設計上の相違を考察した。その上、得られる示唆と四つの内容があるべき姿ついて検討を行った。

終章では、総括として、所得保障としての法的性格と示唆を得られる点をまとめたうえで、今後の課題を提示した。

四、本稿の結論

本稿の結論は、以下の 5 点である。

(1)　公的年金保険のスタートランは、給付の財源のうち、公的と関わる部分がある。具体的には二つの方法がある。①事務の執行又は処理に要する費用と税制優遇措置から生じる間接的費用を除く、国家が直接に年金給付において国庫負担金を投入する。②国庫負担金を投入しなくても保険料の設定権限は国家が握る、という結論を至った。

(2)　所得保障としての法的性格について、強制加入の制度を構築するのであれば、①給付財源の要素から国庫負担によって制度を破綻させない、②適用対象の要素から保険者集団間の財政調整は行わずに、一つの集団内の所得再分配により財政問題を解決する、③給付要件の要素から所得する対象を高齢者に限定する、④給付水準の要素から公的年金保険制度に最低限度の所得保障の機能を与える、などのことは最低限度に必要とされる。

(3)　日本法からの示唆は、①非正規労働者の中、短時間労働者は一般労働者と同じように労使折半で保険料を納付すること、②給付水準の下限を設けたマクロ経済スライド措置を構築したこと、③免除制度が設けた強制加入とする老齢基礎年金制度でも空洞化問題があること、④厚生老齢年金制度は財政調整によって自体の実質的価値が侵害されたこと、などである。

(4)　中国法からの示唆は、①国家が公的老齢年金保険を破綻しないように国庫負担金を投入すること、②自営業者が従業員老齢年金制度に加入する場合に納付する保険料の基準は、主に所属する地区の従業員の前年度平均賃金の 40%から 300%までの範囲であること、などである。

(5)　日中両国にとってともに改善できる点は、①公的老齢年金制度にも最低限度の保障機能を付与すること、②所得再分配の機能を十分に果たすため、すべての国民又は居民を対象とする公的老齢年金制度について、所得比例制の仕組みに設計すべきであること、などである。

以上の検討成果によって、日中両国における公的老齢年金制度が直面している主な問題についての解決策を提示した。また、公的老齢年金制度の老後所得保障としてのあるべき姿を明瞭にした。それによって、国家が創設した他の老後所得保障制度との関係性と役割分担を再確認できた。